

○宮崎大学医学部医の倫理委員会運営細則

平成 28 年 9 月 23 日
制 定

改正 平成 31 年 1 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、宮崎大学医学部医の倫理委員会規程（以下「規程」という。）第 23 条の規定に基づき、医の倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(審査資料の保管及び閲覧)

第 2 条 規程第 9 条第 2 項に定める審査資料の保管の方法等について、紙資料については、臨床研究支援センターにおいて、施錠可能な書棚に保管するものとする。

2 電子資料については、電子審査申請システムに保管する。

3 紙資料及び電子資料の閲覧は、当該研究に関与する研究者等、委員会委員、委員会事務局、臨床研究支援センター職員及びその他委員会委員長が必要と認めた者のみ可能とする。

(情報公開)

第 3 条 規程第 10 条に定める委員会の審査概要等に関する情報及び同組織・運営等に関する情報は、本学ホームページ及び「研究倫理審査委員会報告システム」を通じて公開するものとする。

(守秘義務に関する誓約書)

第 4 条 新たに任命された委員及び再任された委員は、守秘義務に関する誓約書を医学部長に提出するものとする。

(委員等の教育研修)

第 5 条 規程第 4 条第 1 項第 2 号から第 6 号に掲げる委員及び委員会の事務に従事する者は、委員会開催時に実施される講演、本学又は他の機関で開催される研修会等の機会を利用し、審査等に必要な知識を習得するものとする。

附 則

この細則は、平成 28 年 9 月 23 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 1 月 17 日から施行する。